

令和6年度岩倉市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障がい者就労施設等が提供する物品等に対する受注の機会の拡大を図り、もって障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、岩倉市の全ての行政組織（以下「各部署」という。）が発注する物品等に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）により費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の①から③までの全てを満たすものに限る。）
 - ① 障がい者の雇用数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象品目例

（１）物品の例

ア 事務用品・書籍（筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍等）

イ 食料品・飲料品（パン、弁当・おにぎり、菓子類、飲料、野菜等）

ウ 小物雑貨（衣服・身の回り品・装身具、食器類、おもちゃ・人形、花苗等）

エ 印刷（ポスター、チラシ、名刺、封筒等の印刷）

オ その他の物品（机・テーブル、椅子、ロッカー、車いす等）

（２）役務の例

ア クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）

イ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理等）

ウ 情報処理・テープ起こし（プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし等）

エ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等）

オ その他のサービス・役務（仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、資源回収・分別等）

5 調達目標

令和６年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、次の金額とする。

調達目標金額

１，７８０，０００円以上

6 調達の推進方法

（１）この調達方針の担当窓口は福祉部福祉課とし、障がい者就労施設等が供給可能な物品等について情報を収集し、各部署に提供する。

（２）各部署は、提供された情報を基に障がい者就労施設等への発注に努める。

（３）各部署は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）及び岩倉市契約規則（昭和４６年岩倉市規則第１４号）等関係する規定に従い、必要に応じて随意契約を活用しながら、障がい者就労施設等からの調達を行う。

（４）福祉部福祉課は、障がい者就労施設等に対して、適切な情報発信を始め、物品等の質の確保や品目等の拡大等、調達の拡大に向けた取り組みを促す。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく調達実績については、当該年度終了後、速やかに市ホームページ等により公表する。

8 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。